

中国における意匠登録の「使用状態参考図」について

—ソファベッド事件—

中国専利代理(香港)有限公司
意匠研究班*

抄録 中国専利法¹⁾は登録意匠の範囲については、「意匠権の保護範囲は、図面または写真に現わされた当該物品の意匠に基づいて定める」と規定している。六面図以外の「使用状態参考図」などの「参考図」に現わされた意匠が意匠権の保護範囲に属するか否か、また類否判断の際に考慮すべきかについては、類否判断の際に考慮すべきでないとの主張を、「使用状態参考図」が専利法第56条にいう「図面」から明確に排除されていないことを理由に退けた判決が出された²⁾。しかしその直後に別の事件(ソファベッド事件)の判決で、この「使用状態参考図」は類否判断の際に考慮すべきものではない、と全く異なった見解が判示された³⁾。このソファベッド事件判決は二審で確定され、2010年度の審査指南の改訂を経て、「使用状態参考図」の法的扱いが明確にされた。本稿は、このソファベッド事件の紹介と深掘りした考察を通じて、中国における「使用状態参考図」などの「参考図」の扱いについての復審委員会や裁判所の考え方、そして意匠実務における注意点を纏め、出願人としての留意事項を提示するものである。

目次

1. はじめに
2. 「ソファベッド事件」
 - 2.1 事件の概要
 - 2.2 本件意匠と引用意匠
 - 2.3 争点
 - 2.4 意匠権者の主張
 - 2.5 特許庁復審委員会の判断
 - 2.6 裁判所の判断
3. 考察
 - 3.1 無効審決についての考察
 - 3.2 判決についての考察
4. 本判決の審査指南及び実務への影響
 - 4.1 2010年度「審査指南」の改訂
 - 4.2 今後の意匠実務への影響
5. おわりに

1. はじめに

日本では、参考図にのみ示された意匠は、意

匠法上の「意匠登録を受けようとする意匠」に該当せず、「ピアノ補助ペダル事件」⁴⁾では、参考図(使用の状態を示した図など)にのみ現わされた意匠は登録意匠の範囲ではないと判示され、参考図のみに基づく分割出願が認められなかった。中国においても、この「ピアノ補助ペダル事件」と類似する、参考図が登録意匠の範囲を確定するための基礎となるべきか否かについての事件(北京市高级人民法院(2008)高行終字第10号 審決取消請求事件(2008年2月25日判決)「ソファベッド事件」)がある。本稿はこの事件を紹介し、中国における意匠実務の注意点を纏めたものである。

中国における意匠権の保護範囲について、2008年改正前の専利法第56条第2項⁵⁾は、「意

* China Patent Agent (H.K.) Ltd., Design Research Team

匠権の保護範囲は、図面または写真に現わされた当該物品の意匠に基づいて定める」と規定している。また、この図面及び写真の様式要件として、専利法実施細則第27条第3項は、「出願人は、意匠に係る物品毎に登録を受けたいものについて、所定の図面または写真を提出し、登録を受けるものを明確に示さなければならない」と規定している。投影図の様式要件については、2006年度の審査指南第一部分第三章第4.2節において、「立体物品に係る意匠について、物品の意匠が六つの面に関係する場合、正投影図法の六面図を提出しなければならない。物品の意匠が一つまたは複数の面に関係する場合、少なくとも関係する面の投影図と立体図を提出しなければならない。…必要な場合、出願人は意匠に係る物品の展開図(分解図)、断面図、拡大図、状態変化図及び使用状態参考図なども提出することができる」と更に具体的に規定されている。

「状態が変化する物品の意匠」については、同第4.2.1節において、「複数の変化状態を有する物品の意匠について、変化状態を示す図面の名称の後にアラビア数字で順番を付けなければならない」と定められている。

また、「状態が変化する物品の意匠」の類否判断について、審査指南第四部分第五章第5.4.2節において、「係争意匠の使用状態図に示された意匠を以って、引用意匠と比較すべきである。物品が同一または類似か否かは、各使用状態における物品が同一かまたは類似かをみて判断される」と記載されている。

更に、「係争意匠の特定」について、同第5.5.2節において、「係争意匠を特定する場合、願書に添付した図面または写真によって現される意匠に基づいて定めなければならない。…参考図(例えば、使用状態参考図)が通常、物品の分類を特定するために係争意匠の分野、使用方法、使用場所又は用途の理解に使われる」と規定さ

れている。

このように、専利法及び実施細則は、意匠権の保護範囲を図面または写真に基づき定めるべきとする一方、審査指南は、「使用状態参考図」などの「参考図」を展開図や断面図などと同様に扱った上で(審査指南第一部分第三章4.2節)、通常は使用方法または用途の理解に使用されることも規定したため、明確な規定や判例蓄積が欠ける中、これら「使用状態参考図」などの「参考図」のみに現わされる意匠部分は、意匠権の保護を受けるべきものか否かについて、実務上また学説上定説がなく意見が分かれていた⁶⁾。

そこで、特許庁復審委員会は、第WX8896号無効審決において、「使用状態参考図」は「通常、係争意匠の使用方法または用途を理解するためのみに用いられ、引用意匠と類否判断する際に、考慮すべきものではない」として、初めて審決で行政解釈を示した。この解釈は、行政訴訟の一審、二審の審理で全面的に支持され、判例という形で「使用状態参考図」の法的扱いを明確にした。

更に、この判例の確定を受けて、2010年に審査指南を改訂した際、関連規定の内容改訂が行われ、「使用状態参考図」の法的扱いが明確になった。

本稿では、該案件を深掘りして紹介し、特許庁や人民法院における「使用状態参考図」の認定の妥当性まで含めて考察するとともに、今後の意匠実務に何らかの参考と啓示を見出したい。

2. 「ソファベッド事件」

2.1 事件の概要

本件は、第三者が登録意匠(意匠に係る物品「ソファベッド」、第02370766.6号意匠権)の無効審判を請求し、専利権者(意匠権者)が「使

用状態参考図のみに現わされた変化状態も考慮して類否判断すべき」と主張したのに対して、審決は「使用状態参考図は本件意匠に係る物品の使用法や用途の理解を助けるのみに用いるもので、引用意匠との類否判断に用いるべきではない」として、使用状態参考図によって現わされた意匠部分を考慮せず、専利法第23条により無効とすべきとした。

専利権者が「使用状態参考図を類否判断の際に考慮しないのは法的根拠がない」として、審決の取消しを求めたが、行政訴訟の一審及び二審において、審決の判断が維持された事案である。

2. 2 本件意匠と引用意匠

本件意匠登録公報の図面は、図1～図5の通りである。

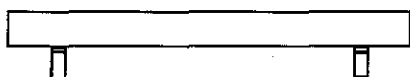


図1 本件意匠の正面図

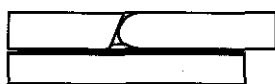


図2 本件意匠の左側面図

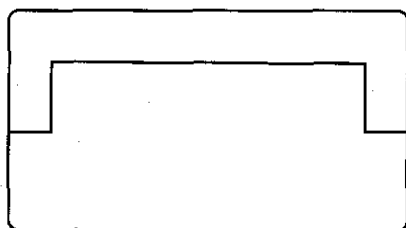


図3 本件意匠の平面図

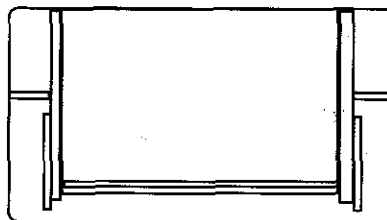


図4 本件意匠の底面図

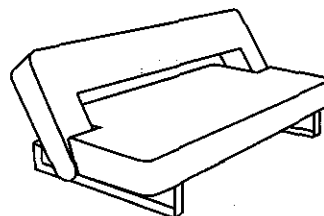
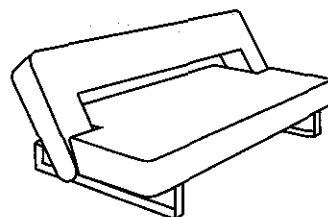
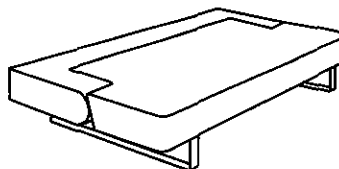


図5 本件意匠の使用状態参考図

そして、無効審判の際、類否判断に用いられた引用意匠（日本意匠登録第1070161号）の図面は、図6～図10の通りである。

2. 3 争 点

本件の争点は、以下の通りである。

1) 本登録意匠は、六面図で「ベッド」の意匠が示されている一方、状態が変化する「ソファ」の部分は「使用状態参考図」のみで示されている。そのため引用意匠と類否判断する際に、この「使用状態参考図」のみに現わされた「ソファ」に係る意匠部分は考慮すべきか否か。

2) 本登録意匠は、引用意匠と比較して、類



図6 引用意匠の正面図



図7 引用意匠の右側面図

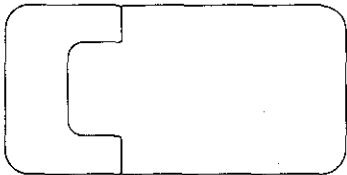


図8 引用意匠の平面図

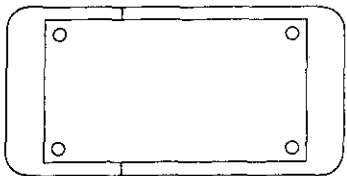


図9 引用意匠の底面図

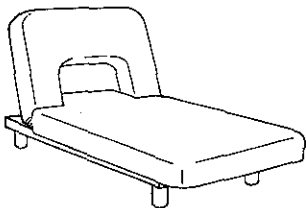


図10 引用意匠のソファ状態立体図

似か否か。

2. 4 意匠権者の主張

意匠権者は、無効審理の段階において、「使用状態参考図」も専利法にいう「図面」の一つであり、その図面のみで現わされた「ソファ」の状態についても、引用意匠と類否判断する際に考慮すべきものとして、以下の相違点により、本登録意匠は引用意匠に非類似であると主張した。

1) 全体から観察すると、本登録意匠は横長方向配置に対して、引用意匠は縦長配置である。

2) 本登録意匠の座席部分は支柱に直接支持された二層構造であるが、引用意匠には座席と支脚のほか、ベッドフレームもあるため、三層構造である。

3) 本登録意匠では、座席が横長であり、後ろへ突出した部分が座席の本体部分の幅と相当であるが、引用意匠では、座席が縦長であり、本体部分より突出部分が小さい（本登録意匠の「使用状態参考図」に現わされたものに基づき比較。筆者注）。

4) 本登録意匠の背もたれが横長のもので、回転軸部分が座席前後方向の真ん中に配置され、背もたれが持ちあげられる際に、その先端部分が下へ自由回転し、背もたれと座席との間に長方形のスペースが形成される。一方、引用意匠では、背もたれ部分の高さと幅がほぼ同様であり、回転軸部分がマットの後部側に位置し、背もたれが持ちあげられる際にその先端部分がフレームに接触、押圧され、背もたれと座席との間にアーチ状の穴が形成される（本登録意匠の「使用状態参考図」に現わされたものに基づき比較。筆者注）。

5) 本登録意匠の各角部と背もたれによって形成されたスペース部の角部はいずれも直角であり、ラインもシンプルで、エッジもすっきりしているが、引用意匠の角部および背もたれによって形成された穴部は丸みをつけたものであり、丸みを帯びたことで上品なデザインを演出している（背もたれによって形成されたスペース部は「使用状態参考図」に基づくもの。筆者注）。

6) 本登録意匠では左右両側に長方形フレームが支柱として設置されるが、引用意匠の支脚は四つの円柱状のものであり、四つの角にそれぞれ設置される（長方形フレームは「使用状態参考図」に基づくもの。筆者注）。

一審において、本意匠権者は、「『使用状態参考図』は、意匠保護範囲を確定する際に考慮するものではない」とした第WX8896号無効審決の認定が、専利法第56条の文言規定に違反するものであると共に、類否判断する際に、本登録意匠と引用意匠との間の部品の数、組立状態、折り畳み方向、支脚形状などの明らかな相違点を無視したことも、審査指南で規定された「全体観察、総合判断」の判断原則に反するものであるとして、取消しを求めた。

また、二審において、意匠権者は、「『使用状態参考図』も専利法第56条にいう『図面』であり、本登録意匠と引用意匠とを類否判断する際に考慮すべきもの」として一審の主張を貫いた。

2.5 特許庁復審委員会の判断

復審委員会（特許庁審判部相当）の合議体は第WX8896号無効審決において、審査指南第四部分第五章第5.5.2節の規定を、「無効審判において、『使用状態参考図』は、通常、係争意匠の使用法または用途の理解にのみ使われ、引用意匠と類否判断する際に考慮すべきものではない」として、審査指南の文言規定に「のみ」一文字だけを入れたことにより、「使用状態参考図」を権利範囲から明確に除外した^{7), 8)}。

そして、本件意匠物品名の「ソファベッド」および使用状態参考図から、本件意匠に係る物品は「ソファ」と「ベッド」の二つの使用状態があると理解できると認めながらも、「ソファ」状態の意匠部分は使用状態参考図のみに示され、審査基準規定の六面図で示されていないため、本意匠権者は出願する際に、自らの意思で「ソファ」部分の意匠を保護請求しなかったと解するのが妥当として、「ソファ」部分の意匠は引用意匠との類否比較をする際に、考慮すべきものではないと判断した。

この判断の下で、特許庁復審委員会は、本件意匠の正面図、平面図、左側面図と底面図に示

された「ベッド」の意匠のみを本件登録意匠と認定し、それを用いて引用意匠との類否判断を行ったが、意匠権者が主張した使用状態参考図の「ソファ」の意匠部分については全く考慮しなかった。

そして、本件意匠と引用意匠との間に、二層構造や支柱の形状、角の形や向きなどの相違点があると認めながらも、全体の視覚効果に顕著な影響を与えるものではないとして、専利法第23条の規定を満たしていないことを理由に、本意匠権を無効とすべきと審決した。

2.6 裁判所の判断

(1) 北京市第一中級人民法院の判断

北京市第一中級人民法院は判決文において、「『審査指南』の関連規定を総合的に理解すれば、状態が変化する物品の意匠が係争意匠である場合、その変化する状態の比較は、『使用状態図』に基づかなければならない。『使用状態参考図』は、係争意匠を確定するためのものではない」と判示し、合議体の認定を全面的に支持した。なお、その理由について、判決文において以下の3点が挙げられた⁹⁾。

1) 「使用状態図」と「使用状態参考図」とは役割が異なるため、混同してはいけない。「使用状態参考図」は、製品の分類、分野、用途、使用方法または使用場所を確定するためのものであり、その中で意匠保護範囲以外の形状、模様若しくは色彩を描くことができる。もし「使用状態参考図」を比較対象とするなら、登録意匠の保護範囲が不確定となり、ひいては権利者または公衆利益に影響を及ぼすおそれがある。

2) 意匠権者は「使用状態図」を用いて意匠の各使用状態を現わす手段があるにも拘わらず、当該物品の特定の変化状態を「使用状態参考図」で現わしたことは、意匠権者が当該変化状態の意匠の保護を自ら放棄したと解するのが相当である。

3) 審査指南において変化する状態の保護手段(「使用状態図」)が与えられている中、物品の種類及び分野、用途、使用方法または使用場所を分かり易く確定するために、保護範囲ではない「使用状態参考図」について規定を設けたのは、上位法である専利法及び実施細則と抵触しない。

これらの理由により、北京市第一中級人民裁判所は、復審委員会合議体の認定をほぼ全て採用し、「使用状態参考図」のみに表現された「ソファ」部分の意匠を全く考慮せずに本件意匠と引用意匠とを類否比較した上、相違点が全体の視覚効果に顕著な影響を与えるものではないとして、第WX8896号無効審決を維持すると判決した。

(2) 北京市高級人民法院の判断

北京市高級人民法院は二審判決において、審査指南における「使用状態参考図」の扱い規定が、上位法令の専利法及び実施細則に違反するか否かについて、「専利法、実施細則は、『使用状態参考図』が、通常、物品の分類を特定するための係争意匠の分野、使用方法、使用場所及び用途の理解のために使われることを禁止していないため、『審査指南』における『使用状態参考図』についての上記規定は、該意匠物品の保護範囲を明確にするためのものであり、上位法令に違反するまでとは言えない」として、審査指南の上記規定は上位法令によって禁止される事項ではないため、上位法違反とまでは言えないと判示した。

また、本件意匠と引用意匠との類否判断について、合議体と一審の認定とをほぼ全て採用し、相違点はあるものの、全体の視覚効果に顕著な影響を与える程度のものではないとして、一審判決を維持した¹⁰⁾。

3. 考 察

3.1 無効審決についての考察

「無効審判において、『使用状態参考図』は、通常、係争意匠の使用方法または用途の理解にのみ使われ、引用意匠と類否判断する際に考慮すべきものではない」とした本件無効審決の認定は、審査指南の関連規定からきたものではあるが、審査指南の文言に「のみ」の一文字が加えられた。それによって、「使用状態参考図」の法的扱いは、製品の用途の特定に限定され、専利法第56条第2項記載の「図面または写真」の範囲から排除されたのである。この認定は、使用状態参考図の法的扱いが専利法や審査指南の各法令では明確に規定されていない中、行政決定の形で専利法第56条の条文を解釈したことになる。そこが本件の争点となった。

無効審決では、使用状態参考図の法的扱いが明確にされたほか、状態が変化する物品の図面様式について、「各変化状態における保護を受けようとする場合、当該物品の変化状態を示す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図と底面図を提出しなければならない、且つアラビア数字で各図番を振らなければならない」とも明示された。

このような認定は、意匠出願の手続きにおける図面様式を明確化させ、登録意匠の保護範囲を確定するための基準作りの観点から、評価すべきではないかと考える。

しかし、本件に照らしてみた場合、復審委員会も認めたように、「ソファベッド」という本件意匠に係る物品の名称及び本件意匠に示された使用状態参考図から分かるように、本件意匠の物品が「ソファ」と「ベッド」と二つの使用状態を有することが理解できる。そして、本件の意匠物品の名称、六面図及び使用状態参考図を総合的に理解して、一般消費者の観点から見

ても、使用状態参考図を用いて補足説明しなければ、本件意匠に係る物品である「ソファベッド」の分野、使用方法、使用場所または用途を理解できないというほどのものではない。

従って、類否判断の主体である一般消費者の観点から、本件の「使用状態参考図」が「使用状態図」または「変化状態図」の記載不備とみて、意匠の保護範囲に属するか否かについては、まだ検討の余地はあるのではないかと考える。専利法及び実施細則が「使用状態参考図」の法的扱いを明確に規定していない中で、真の発明創造（創作）を保護するという専利法の立法趣旨からも、本件の「使用状態参考図」は記載不備とみてもよいのではないかと考える。

また、無効審決において、状態が変化する物品の図面様式について、「各変化状態における保護を受けようとする場合、当該物品の変化状態を示す正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図と底面図を提出しなければならない、且つアラビア数字で各図番を振らなければならない」と明示されたが、これは硬直しすぎた要請事項ではないかと考える。何故なら、実務では、六面図の代わりに、「変化状態（立体）図」など立体図の形で状態の変化を表すことがしばしばあるので、この無効審決で示された図面様式だと、各変化状態においてそれぞれ六面図の提出が必要となり、六面図の様式で表現していない「変化状態（立体）図」は保護範囲から排除されてしまうことになる。これは明らかに審査指南の規定に違反し、失当と言わざるをえない。

3. 2 判決についての考察

北京市第一中級人民法院及び北京市高級人民法院は、いずれも「使用状態参考図」の法的扱いについての合議体の認定を認めた。司法判例の形で、使用状態参考図の法的扱いを明確にさせ、登録意匠の保護範囲を確定するための基準を明確にした点については、評価されるべきと

考える。中国は判例法の国家ではないが、上級法院が判決で示したこの基準には下級法院及び行政機関である特許庁に対する拘束力、指導力があるため、今後の審査実務と司法実務で運用されていくのではないかと考える。

北京市第一中級人民法院は主に合理性の観点から、審査指南に規定された「参考図（例えば、使用状態参考図）が係争意匠の分野、使用方法、使用場合又は用途の理解に使われる」ことの妥当性を審査した。その判決文において、北京市第一中級人民法院は、「変化する状態の保護手段が与えられている中、物品の種類及び分野、用途、使用方法または使用場所を分かり易く確定するために、保護範囲ではない『使用状態参考図』についての規定を設けたのは、上位法である専利法及び実施細則と抵触しない」との見解を示した。しかしながら、適法性の審査を主目的とする行政訴訟の場では、合理性に着目して、審査指南の上記規定が専利法及び実施細則の上位法令に違反しないとする解釈には少し納得性が欠けるのではないかと考える。

これに対し、審査指南の関連規定については、北京市高級人民法院は、適法性の観点から、「上位法の専利法、実施細則には、『使用状態参考図』が、通常、物品の分類を特定するために係争意匠の分野、使用方法、使用場所及び用途の理解に使われることが禁止されていないため、…『使用状態参考図』についての審査指南の上記規定は、上位法令に違反するまでとは言えない」と説示した。上位法が明確に禁止していないことを理由に、審査指南の関連規定の適法性を認めただけである。

4. 本判決の審査指南及び実務への影響

4. 1 2010年度「審査指南」の改訂

上記判決の確定を受けたためであろうか、2010年「審査指南」改訂の際に、第一部分第三

章第4. 2節は以下のように改訂された。修正履歴付きで改訂前後の内容を示すと、以下のようになる¹¹⁾。

「必要な場合、出願人は意匠に係る物品の展開図、断面図、拡大図、及び変化状態図及び使用状態参考図などを提出できるしなければならない。」

「また、出願人は参考図を提出できる。参考図は通常、意匠に係る物品の用途、使用方法または使用場所などを示す。」

このように、今まで「展開図」、「変化状態図」など保護範囲の確定に用いる図面が列挙されていたが、改訂審査指南では、この「使用状態参考図」の列挙記載が削除された。また、新たなパラグラフを設けて、「参考図」の提出は必要に応じて選択的に行われるものであるとした上で、他の図面と区別して扱われる点を明確にした。

ここで一点留意すべきは、改訂審査指南では、文言を「使用状態参考図」に留めず「参考図」としたため、あらゆる「参考図」が含まれる点である。

4. 2 今後の意匠実務への影響

上記改訂された審査指南の下で運用される審査実務にも変化が見られた。最近の実務においては、参考図の図面について、例えば六面図以外のもので現わされたり、六面図の比例関係と同一でなかったりした場合でも、方式審査で審査官から指摘されなくなっていることを実感する。これらの参考図は、登録意匠保護範囲のものでないとの判断からきたものではないかと推測される。

また、中国における意匠権取得並びに訴訟実務に照らして、本事件を通じて、出願人の留意事項としては以下のものが考えられる。

(1) 中国における判例の拘束力について

中国は成文法を法体系の中心におく大陸法系を採用しているため、明文化された法律条文の適用がなかったり、また条文解釈が曖昧であったりする際に、判断が各人民法院に委ねられることになるが、人民法院が示した判断基準や判決内容はその後の判決を拘束する効力を有しない。このため、中国の裁判実務では、「使用状態参考図」の法的扱いについても、判断が判決によって分かれることがあり得る。しかしながら、判断の分かれた判決が僅か1ヶ月前後して、しかも同じ法院で出されたのは極めてまれではないかと考える。

(2) 登録意匠の範囲を確定するための基礎に ついての日中間の相違点

日本意匠法第24条第1項は、「登録意匠の範囲は、願書の記載及び願書に添付した図面に記載され又は願書に添付した写真、ひな形若しくは見本により現わされた意匠に基いて定めなければならない」と規定しており、「意匠に係る物品」の記載と願書に添付された図面に記載された意匠が保護範囲を定めるための根拠となる。一方、中国専利法第59条第2項¹²⁾は、「意匠権の保護範囲は、図面または写真に現わされた当該物品の意匠を基準とし、概要説明は図面または写真に現わされた当該物品の意匠の解釈に用いることができる」と規定しているため、意匠範囲の特定は図面または写真に現わされた当該物品の意匠だけに限定され、物品の名称や用途などの記載は受理要件ではあるが、意匠範囲を定めるための基礎資料ではないと理解できる。

そのため、本件審決において、物品の名称は「ソファベッド」との記載があったにも拘わらず、意匠範囲特定の際には、解釈の余地も与えず全く考慮されなかったのである。

また、状態の変化する物品については、日本

意匠法第6条第4項は、「…その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない」と規定しており、文言で分かる場合は願書の記載だけでよいとしている。これに対して、中国では図面様式の要件が厳しく規定されており、変化状態図または六面図で現わされた変化状態の図面を提出しなければならない。

この点が日中間で異なっていることは、出願人にとっての保護範囲に係る問題なので、留意して頂きたい。

(3) 記載不備がもたらす不利益について

本事件を通じて明確にされた『使用状態参考図』に示された意匠は、意匠権の保護範囲ではなく、引用意匠と類否判断の基礎とならない」という基準は、意匠出願手続きにおける図面様式の規範化、意匠の保護範囲を確定する基準作りなどの観点からは評価されるべきであるが、一方、意匠に係る物品の名称を総合的に理解せず、且つ図面の名称の文言に拘り過ぎるなどの点では議論の余地が残り、意匠権者の立場からみた場合、微々たる記載不備で無効とされるのは納得できない点もあるだろうと考える。

しかし、これが中国意匠実務の実態を反映したもので、文言や図面通りのものに拘泥した結果、硬直な判断を下されることも多いため、図面の様式、図面の名称や記載面などにおいては細心の注意を払う必要がある。

(4) 「参考図」の扱いについて

本事件で確定された「出願人は参考図を提出できる。参考図は通常、意匠に係る物品の用途、使用方法または使用場所などを示す」という審査指南の改訂を受けて、各種「参考図」の扱いについては特に留意する必要があると考える。

「参考図」のみに表現される意匠は、意匠範囲の特定に用いられない点は、日中の意匠実務で同様である。しかし現在の実務においては、

日本の出願人からの依頼図面に、「使用状態参考図」、「斜視参考図」などの図面の名称もまた散見される。前述のように、変化する物品の形状などについて意匠登録を受けようとする場合、日本では「使用状態参考図」などとした名称でも特に問題はないと考えられるが、中国においては、しっかり「使用状態図」と名づけることや、六面図をもって変化する状態を表現するなどして工夫する必要がある点に留意すべきである。

(5) 分割出願の可否について

「ピアノ補助ペダル事件」では、分割出願要件である「二以上の意匠を包含する意匠」にいう意匠は、参考図などにおいて意匠登録を受けようとする意匠として示された意匠を含まず、もとの出願において意匠登録を受けようとする意匠のみを意味するとして、分割出願が容認されなかった。本事件についても、復審委員会合議体及び北京市第一中級人民法院は、それぞれ審決、判決の中で、「『使用状態参考図』のみに示された意匠は、出願人が出願する際に自らの意思で保護請求しようとする意匠と解すべき」と認定し、「ピアノ補助ペダル事件」判決と同様の見解を示した。ただし、二審の北京市高級人民法院はこの点については触れなかったため、今後の判例や審査の最新動向に引き続き留意していきたいと考える。

5. おわりに

本稿は、「ソファベッド」事件の紹介、深掘りした考察を通じて、中国における「使用状態参考図」などの「参考図」の扱いについての復審委員会、裁判所の考え方を考察した。また意匠実務における注意点を纏め、出願人としての留意事項の提示を試みた。

本稿の検討内容が、日本の出願人、知財関係者の中国における意匠実務の参考になれば、幸

いである。

なお、本稿は中国弁理士、中国弁護士の楊楷、毛立群両氏によって執筆されたものである。

注 記

- 1) 中国では、特許、実用新案、意匠の三つは一つの法律「専利法」で管轄されている。
- 2) 北京市第一中級人民法院が(2007)一中行初字第81号判決(2007年9月13日言渡し)で、「専利法第56条第2項条文の文言から、使用状態参考図をその図面範囲から排除したまでとはいえない」として、法的根拠がないことを理由に、使用状態参考図は類否判断の際に考慮すべきものではないとの原告主張を退けて判決した事案がある。詳細は趙嘉祥、「中国における多機能ミキサーの事案の評釈」AIPPI Journal, Vol.53, No.10を参照のこと。
- 3) 北京市第一中級人民法院(2007)一中行初字第97号判決(2007年10月15日言渡し)
- 4) 平成18(行ケ)10136号審決取消請求事件
- 5) このソファベッド事件に係る意匠登録出願は2008年専利法改正前に出願、登録されたもので、

2008年改正前の専利法が適用されるため、改正前の専利法条文項目を用いた。なお、改正の際に、これら条文の実質的な内容には変更がなかった。本稿では、実施細則や審査指南についても特記のない限り、本件適用される出願当時の内容を用いることにした。

- 6) 邵偉、張文達、「使用状態参考図により意匠特許の保護範囲を限定できる否かについて」、『中国専利と商標』(2007年, Issue 3)。
- 7) 第WX8896号無効審決
http://59.151.99.134:8080/reexam_out/searchdoc/decidedetail.jsp?jdh=WX8896&lx=WX (参照日:2011年4月19日)
- 8) 日本語の「のみ」に該当する中国語は「仅」の一文字である。
- 9) 前掲注3)
- 10) 北京市高級人民法院(2008)高行終字第10号判決(2008年2月15日言渡し)
- 11) 2010年2月改訂「審査指南」
- 12) 第56条は2008年改正前の専利法条文番号で、同内容は2008年の改正で専利法第59条に条文移動した。

(原稿受領日 2011年4月18日)